

第47号議案

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和2年6月4日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成16年豊川市条例第20号）の一部を次のように改正する。

附則に次の見出し及び2項を加える。

（新型コロナウイルス感染症に係る感染症作業手当の特例）

- 4 第4条の規定にかかわらず、職員が、新型コロナウイルス感染症（新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令（令和2年政令第11号）第1条に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。以下同じ。）から市民の生命及び健康を保護するために緊急に行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、手当として感染症作業手当を支給する。この場合において、第5条第1項及び別表3の項の規定は、適用しない。
- 5 前項の手当の支給額は、作業に従事した日1日につき3,000円（新型コロナウイルス感染症の患者若しくはその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業その他市長がこれに準ずると認める作業に従事した場合には、4,000円）とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の豊川市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和2年1月27日から適用する。

理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルス感染症に対処するための緊急の措置に係る作業に従事した職員に対し、感染症作業手当を支給する必要があるからである。